**平成２４年（フ）第６２３号**
川崎市川崎区貝塚２丁目３番８―203号　ＯＮＥ’Ｓ　ＯＷＮ
債務者　五木田佳代子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第６２７号**
川崎市多摩区東三田３丁目３番13号
債務者　山田伊都子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第６２９号**
川崎市川崎区日進町９―12　株式会社あまみ２階22号、住民票上の住所川崎市川崎区小田３丁目25番14号　野山方
債務者　野山秀男こと　宋　　秀男
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第６４１号**
川崎市多摩区長沢１丁目27番８号　パインクリーク　ガーデン103、前住所川崎市多摩区長沢４丁目11番８―303号
債務者　鐘ヶ江沙織
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第６５５号**
川崎市幸区南加瀬３丁目４番２―202号　メゾン大川
債務者　松田　玲奈
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月19日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１５５号**
栃木県小山市大字間々田757番地18
債務者　古田　高志（旧姓岩岡）
1　決定年月日時　平成25年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２５年（フ）第１６号**
横浜市中区新山下１丁目13番20号　１階
債務者　渡辺　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第３２号**
横浜市泉区中田東２丁目15番31―103号
債務者　山田　孝一
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第６２４号**
静岡県掛川市塩町12番地の13、前住所静岡県菊川市川上1271番地の４
債務者　佐藤　真弓
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２４年（フ）第２９４号**
愛知県豊川市一宮町下新切35番地１
債務者　神谷　　太
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２５年（フ）第１号**
愛知県豊橋市東岩田４丁目５番地１　Ｂ―102
債務者　大塚アントニオこと　レイネル　オオツカ　アントニオ
1　決定年月日時　平成25年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２５年（フ）第６８号**
大阪市西淀川区大和田３丁目５番19号
債務者　林　　稔（旧姓山地）
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２７６３号**
横浜市港北区小机町1173番地　フラワーハイムＡ102号
債務者　秋元　和行
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第４号**
横浜市港南区笹下５丁目７番15号　エステートピア春日103
債務者　目黒　政昭
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部